

社会福祉法人
三芳町社会福祉協議会役員等選出委員会規程

平成 15 年 4 月 1 日
規程 第 66 号

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人三芳町社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の選任について、役員等選出委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、会長の諮問に応じ、定款に定めるもののほか、役員等の選出分野、団体別定数等に関し、必要な事項を調査及び審議し、答申する。

- (1) 構成組織の分野
- (2) 選出団体
- (3) 選出定数
- (4) 選出団体の区分
- (5) 学識経験者(個人)

(組織)

第 3 条 委員会は委員 6 名で組織し、次に掲げる者の中から、会長が委嘱する。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 理 事 | 若干名 |
| (2) 評議員 | 若干名 |
| (3) 行政の職員 | 若干名 |
| (4) 学識経験者 | 若干名 |

(任期)

第 4 条 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(招集)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第 7 条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところに

よる。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。